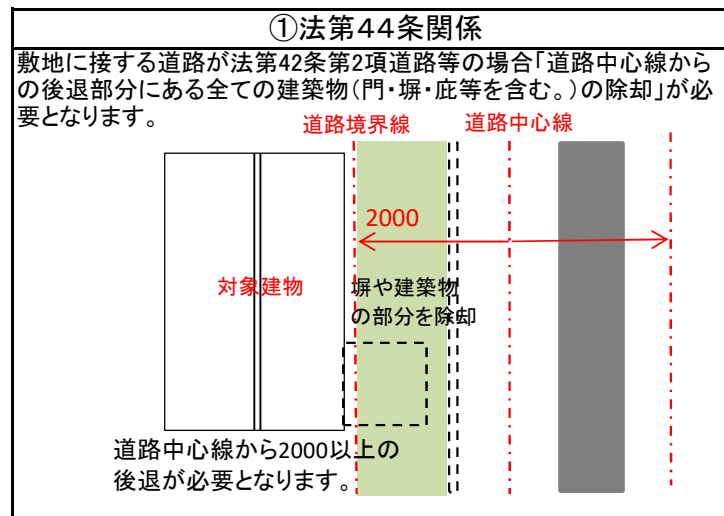


## 木造耐震化促進事業対象建築物の建築基準法（以下「法」）関係の扱いについて

次の①から⑥すべての要件を満たすことが必要です。



道路中心線が明らかでない場合、当該事業の手続きに加え、区へ道路中心線の調査依頼が別途必要となる場合があります。

②法第43条（敷地と道路との関係）について、違反の無いものとする。

③法第61条（防火地域内の建築物）の規定について、違反の無いものとする。

④共同住宅・長屋の場合、避難上違反のあるものは是正に努めること。

※窓先空地、主要な出入り口からの幅員 等、集団規定を守れている必要があります。

⑤今回の工事で新たに法の違反が発生しないもの

⑥その他（敷地の越境、北区のロフトの基準等）違反の無いものとする。

※耐震工事とあわせてこれらの違反を解消した場合も、要件を満たしたことになります。なお、これらの要件にあわせても適法となるわけではありません。所有者は常に適法となるよう努めて下さい。

東京都北区役所 第一庁舎7階4番窓口  
都市整備部 建築課 構造・耐震化促進係

TEL: 03(3908)1240